

ふれあいバス(須賀利地区) 時刻表(案)

別紙

変更予定日：平成30年

変更前

停留所名	区間	島勝・尾鷲方面				
		時刻				
旧小学校前	—	7:15	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	1	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	0	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	1	7:17	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	1	7:18	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	12	↓	9:30	12:30	14:30	16:30
尾鷲総合病院前	30	8:00	-	-	-	-

停留所名	区間	須賀利方面				
		時刻				
島勝	—		9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	12		9:47	12:47	14:47	16:47
荷捌き場前	1		9:48	12:48	14:48	16:48
新浜	1		9:49	12:49	14:49	16:49
漁業前	0		9:49	12:49	14:49	16:49
旧小学校前	1		9:50	12:50	14:50	16:50
【セミマント】島勝	—		10:20	13:20	15:20	—
【セミマント】金助前	12		10:32	13:32	15:32	—
【セミマント】荷捌き場前	1		10:33	13:33	15:33	—
【セミマント】新浜	1		10:34	13:34	15:34	—
【セミマント】漁業前	0		10:34	13:34	15:34	—
【セミマント】旧小学校前	1		10:35	13:35	15:35	—

変更後

停留所名	区間	島勝・尾鷲方面				
		時刻				
旧小学校前	—	7:05	9:15	12:15	14:15	
漁協前	1	7:06	9:16	12:16	14:16	
新浜	0	7:06	9:16	12:16	14:16	
荷捌き場前	1	7:07	9:17	12:17	14:17	
金助前	1	7:08	9:18	12:18	14:18	
島勝	12	7:20	9:30	12:30	14:30	
【セミマント】尾鷲総合病院前	30	7:50	-	-	-	

※7:20着「島勝」と7:50着「尾鷲総合病院前」は降車専用

※「尾鷲総合病院前」は、乗車希望者がいる場合のみ運行する

停留所名	区間	須賀利方面				
		時刻				
島勝	—		9:35	12:35	14:35	
金助前	12		9:47	12:47	14:47	
荷捌き場前	1		9:48	12:48	14:48	
新浜	1		9:49	12:49	14:49	
漁業前	0		9:49	12:49	14:49	
旧小学校前	1		9:50	12:50	14:50	
【セミマント】島勝	—		10:20	13:20	15:20	
【セミマント】金助前	12		10:32	13:32	15:32	
【セミマント】荷捌き場前	1		10:33	13:33	15:33	
【セミマント】新浜	1		10:34	13:34	15:34	
【セミマント】漁業前	0		10:34	13:34	15:34	
【セミマント】旧小学校前	1		10:35	13:35	15:35	

※日

4

4月1日

16:15
16:16
16:16
16:17
16:18
16:30
-

16:35
16:47
16:48
16:49
16:49
16:50
-
-
-
-
-
-

曜は運休

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 尾鷲市
住 所 三重県尾鷲市中央町10番43号
代表者氏名 尾鷲市長 加藤 千速 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成29年9月29日付け国総支第44号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日 別紙のとおり
- 変更箇所 別紙のとおり
- 変更理由 別紙のとおり

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

○ 変更日

平成30年 4月 1日

○ 変更箇所

- ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・ 表1 申請番号(6)尾鷲市ふれあいバス須賀利地区を変更
変更後の内容は申請番号(6-1)
- ・ 上記変更に伴う時刻表および既存交通との整合性

○ 変更理由

- ・ ふれあいバス須賀利地区の尾鷲総合病院への直行便について、通過していた島勝停留所を経由した上で、島勝出発時点で利用者がいない場合は島勝～尾鷲総合病院前間を運行しないセミデマンド方式に変更するため。

平成 30 年度尾鷲市地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成 30 年 1 月 12 日
尾鷲市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、地区センター管内には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス及びタクシーがその役割を担っています。鉄道は JR 紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバス須賀利地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バスが運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要がある、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度から平成 23 年度の実証運行期間 3 年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の 3 路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成 22 年 12 月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名（署名総数 1,178 名、内須賀利地区 275 名）が提出されました。これを受け、平成 23 年度からバス運行についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダイヤ等を地区と協議してきました。平成 23 年度末には、須賀利地区において、巡航船

に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成 24 年 9 月末をもって須賀利巡航船を廃止し、同年 10 月から須賀利地区として、島勝線とを結ぶフィーダー運行に移行しました。

平成 28 年度には、尾鷲市地域公共交通網形成計画を策定し、この計画において、尾鷲市全域を対象として、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年の地域公共交通網の形成に資する基本的な方針を設定しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があります。尾鷲市地域公共交通網形成計画に基づき、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や公共交通不便地域の解消を果たすとともに、幹線（南紀特急バス、南紀高速バス、JR 紀勢本線）と有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。

平成 23 年 7 月に、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、複雑な市街地巡回路線の簡素化、利用者実績のほとんどないバス停を廃止するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

平成 26 年 5 月より、バス車両の乗車口のスライドドアに乗降用の電動式補助ステップを取り付け、後部座席に手すりを備え、高齢者も安心して利用できるよう利便性の向上を図っている。

平成 29 年 10 月より、路線とダイヤの一部改正を行い、尾鷲駅を起点・終点として、JR 紀勢本線・八鬼山線・ハラソ線との接続を行い、より利便性の高い交通体系の構築を図っていく。

●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い地区センター管内と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。

また、市内のみならず、幹線（バス、JR）と連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

平成 23 年 7 月に、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて策定したふれあいバスの改善方針をもとに、鉄道との連絡を強化、八鬼山線、ハラソ線の連携を強化するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利便性向上を図っている。

平成 25 年 4 月より、三木浦漁港整備事業の完了に伴い、八鬼山線の三木浦地区の路線を延長し停留所の増設（2ヶ所）とともにダイヤ改正を行っている。

平成 25 年 10 月より、ハラソ線の市街地地区における路線の一部を、公共交通不便地域の天満地区へ変更し、停留所の増設（3ヶ所）とともにダイヤ改正を行い、利用者の

利便性の向上を図っている。

平成 26 年 10 月より、ハラソ線にワンステップバスが導入され、利便性の向上が図られている。

平成 29 年 10 月より、路線とダイヤの一部改正を行い、地域住民のニーズに応じ、ハラソ線を賀田中奥地区及び名柄地区に路線を延伸し、利便性の向上を図っていく。また、もっとも利用者の多い尾鷲総合病院の利用者の利便性を考慮し、帰宅時の時間について調整を行う。加えて、両線ともにターミナルである尾鷲駅への乗り入れを行い、JR 紀勢本線・ふれあいバス尾鷲地区との接続を行い、基幹路線である JR 利用者の利便性の向上など、より利便性の高い交通体系の構築を図っていく。

●ふれあいバス須賀利地区

平成 24 年 10 月から、須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線（須賀利地区）を構築し、安定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利地区の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービスを提供している。

平成 25 年 8 月より、利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正を行っている。

平成 25 年 10 月より、三重交通島勝線の時刻改正に伴い、ダイヤの改正を行うとともに、停留所の増設（1ヶ所）を行っている。

平成 27 年 4 月より、接続する島勝線への利用者に対して尾鷲市が運賃補助を行い、利用者の増加に向けた取り組みを行っている。

平成 29 年 10 月より、路線とダイヤの一部改正を行い、地域住民のニーズに応じ、基幹病院である尾鷲総合病院への直行便を、朝の一番に限り運行を行っていく。加えて、須賀利地区内の簡易郵便局が平成 28 年 9 月 30 日をもって廃業となったことから、紀北町島勝地区内の桂城郵便局利用の滞在時間の確保を図るため、必要に応じたセミデマンド方式の運行を行っていく。

平成 30 年 4 月より、路線とダイヤの一部改正を行い、地域住民のニーズに応じ、尾鷲総合病院への直行便について、通過していた島勝停留所を降車専用停留所として経由する。また、島勝を出発する時点で利用者がいない場合は、島勝～尾鷲総合病院前間を運行しないセミデマンド方式とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

アンケート調査（聞き取り調査）において、乗客のバス利用について満足度調査を行い5段階における評価を数値化しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、平成28年に実施した4路線（八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区）のアンケート調査の平均値0.86を、平成32年度には0.87とする目標値に設定しました。

公共交通利便性の市民の満足度						
項目	実績値			目標値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
八鬼山線	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79
ハラソ線	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91
尾鷲地区	0.85	0.89	0.91	0.91	0.91	0.91
須賀利地区	0.75	0.69	0.85	0.86	0.87	0.88
0を基準とし最大値+2、最小値-2 +2：満足、+1：おおむね満足、0：普通、-1：やや不満、-2：不満						

地区センター管内から尾鷲高校への通学確保					
実績値			目標値		
27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
15%	26%	44%	50%	50%	50%

(2) 事業の効果

- ・安心で安全な通学・通院手段の確保
- ・民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加

2の2. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ふれあいバスのルート・ダイヤの変更（尾鷲市）
- ・総合時刻表の作成・配布（尾鷲市）
- ・運転免許自主返納の促進（尾鷲市、交通事業者、警察）
- ・観光イベントなどと連動した情報発信（尾鷲市、交通事業者、住民）
- ・みえエコ通勤デーのPR促進（みえエコ通勤デー運営事務局（三重県、三重県バス協会）、交通事業者、尾鷲市）
- ・バスの乗り方教室等の開催（交通事業者、尾鷲市）

- ・バス停の乗車環境の整備（尾鷲市、交通事業者）
- ・利用者アンケート等の継続実施（尾鷲市）
- ・JR 紀勢本線の利用促進（尾鷲市、南紀・東紀州交通対策委員会）
- ・尾鷲駅前広場ロータリーの車動線整備（尾鷲市、交通事業者）
- ・路線バスの維持・再編（交通事業者、尾鷲市）
- ・ウェブサイトによる乗継情報の提供（尾鷲市、交通事業者）
- ・観光客向けの公共交通利用情報の提供（尾鷲市、交通事業者）
- ・民間事業者との連携による利用促進（尾鷲市、民間事業者、交通事業者）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

添付資料 ①路線図 ②時刻表 ③既存交通との整合性 ④運送事業者の決定方法
⑤運送事業者を選定した経緯

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

三重県尾鷲市

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三重県尾鷲市

三重交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回
数が3回以上で足りると認めた系統の概要（表3）

該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町
村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期
及びその他特記事項

該当なし

1 0. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付

1 1. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

1 2. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

1 3. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）

該当なし

1 4. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

1 5. 協議会の開催状況と主な議論

平成 20 年度

- ・平成 20 年 5 月 28 日（第 1 回）協議会設立、事業内容について協議
- ・平成 20 年 9 月 18 日（第 2 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成 20 年 11 月 19 日（第 3 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ・平成 21 年 1 月 29 日（第 4 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
事後評価について協議・承認
- ・平成 21 年 3 月 19 日（第 5 回）尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認、翌年度の事業計画

について協議

平成 21 年度

- ・平成 21 年 9 月 7 日（第 1 回）平成 20 年度決算報告、バス停設置要望について協議
- ・平成 22 年 2 月 22 日（第 2 回）公共交通アンケート結果について協議
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 22 年度

- ・平成 22 年 7 月 29 日（第 1 回）ふれあいバス改善方針について協議
- ・平成 23 年 2 月 18 日（第 2 回）ふれあいバス改善方針について承認

翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 23 年度

- ・平成 23 年 6 月 28 日（第 1 回）停留所の新規設置及び移動について協議・承認
- ・平成 24 年 2 月 20 日（第 2 回）翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 24 年度

- ・平成 24 年 5 月 24 日（第 1 回）平成 23 年度決算報告、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 25 年 1 月 28 日（第 2 回）翌年度事業計画、路線延長に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について
- ・平成 25 年 3 月 27 日（第 3 回）自己評価とダイヤ改正について協議・承認

平成 25 年度

- ・平成 25 年 5 月 28 日（第 1 回）平成 24 年度決算報告、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 25 年 7 月 9 日（第 2 回）路線変更に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について協議
- ・平成 26 年 3 月 24 日（第 3 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 26 年度

- ・平成 26 年 5 月 27 日（第 1 回）平成 25 年度決算報告、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 27 年 2 月 18 日（第 2 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 27 年度

- ・平成 27 年 5 月 25 日（第 1 回）平成 26 年度決算報告、フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・平成 27 年 12 月 22 日（第 2 回）翌年度事業計画及び予算について

平成 28 年度

- ・平成 28 年 5 月 31 日（第 1 回）平成 27 年度決算報告、フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・平成 28 年 12 月 20 日（第 2 回）事業評価及び尾鷲市地域公共交通網形成計画素案について協議
- ・平成 29 年 1 月 26 日（第 3 回）尾鷲市地域公共交通網形成計画案について協議
- ・平成 29 年 2 月 27 日（第 4 回）パブリックコメントの結果及び尾鷲市地域公共交通網形成計画案について協議
- ・平成 29 年 3 月 28 日（第 5 回）尾鷲市地域公共交通網形成計画について協議・承認
翌年度事業計画及び予算について
新たなふれあいバスのダイヤ素案について協議

平成 29 年度

- ・平成 29 年 5 月 30 日（第 1 回）平成 28 年度決算報告、新たなふれあいバスのダイヤ及び
フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成 29 年 9 月 15 日（第 2 回）ふれあいバス（八鬼山線）時刻表の一部改正について協
議
- ・平成 30 年 1 月 12 日（第 3 回）ふれあいバス（須賀利地区）時刻表の一部改正について
協議

16. 利用者等の意見の反映状況

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において、検討結果に基づき策定しています。

平成 29 年 3 月に策定した尾鷲市地域公共交通網形成計画の立案にあたり、市民の日常的な交通行動、公共交通の利用意向、費用負担についての考え方等を把握し、公共交通利用のニーズ、今後のあり方等を検討するための基礎資料とするため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。また、バス車内でのヒアリング調査や市内 11 地区での住民懇談会も併せて行い、様々な立場からの意見聴取を行っています。

それらの意見聴取の結果として、

- ①鉄道・高速バス・路線バスとふれあいバスとの接続の強化
- ②ふれあいバスの利用実態、住民要望にあわせたルート、ダイヤ、運行方法等の見直し

について、本年 10 月 1 日に改正するダイヤで対応することとしております。

17. 協議会メンバーの構成

別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】	(住 所)	三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号
	(所 属)	市長公室政策調整係
	(氏 名)	山本 圭蔵
	(電 話)	0597-23-8134
	(e-mail)	sechousei@city.owase.lg.jp

ふれあいバス(須賀利地区) 時刻表

平成29年10月1日

島勝・尾鷲方面						
停留所名	区間	時刻				
旧小学校前	—	7:05	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	1	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	0	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	1	7:07	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	1	7:08	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	12	7:20	9:30	12:30	14:30	16:30
【セミアト】尾鷲総合病院前	30	7:50	—	—	—	—

※ 7:20着「島勝」と7:50着「尾鷲総合病院前」は降車専用

※ 「尾鷲総合病院前」は、乗車希望者がいる場合のみ運行する

須賀利方面						
停留所名	区間	時刻				
島勝	—		9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	12		9:47	12:47	14:47	16:47
荷捌き場前	1		9:48	12:48	14:48	16:48
新浜	1		9:49	12:49	14:49	16:49
漁業前	0		9:49	12:49	14:49	16:49
旧小学校前	1		9:50	12:50	14:50	16:50
【セミアト】島勝	—		10:20	13:20	15:20	—
【セミアト】金助前	12		10:32	13:32	15:32	—
【セミアト】荷捌き場前	1		10:33	13:33	15:33	—
【セミアト】新浜	1		10:34	13:34	15:34	—
【セミアト】漁業前	0		10:34	13:34	15:34	—
【セミアト】旧小学校前	1		10:35	13:35	15:35	—

※日曜は運休

③既存交通との整合性

須賀利地区については、島勝バス停において、三重交道路線バス島勝線に接続しています。また、朝の一番のみ、尾鷲総合病院に島勝経由にて直通し、三重交道路線バス、ふれあいバス等各路線に接続します。

須賀利地区				
旧小学校前	7:05	→	尾鷲総合病院 7:50	三重交通 島勝線 (7:40発) 三重交通 南紀高速線(7:56発) 三重交通 南紀特急松阪線 (8:03発) ふれあいバス 尾鷲地区(7:54発) 三重交通 尾鷲長島線 (8:28発) ふれあいバス 八鬼山線(8:12発)
旧小学校前	9:15	→	島勝 9:30	三重交通 島勝線 (9:40発)
旧小学校前	9:46	←	島勝 9:35	三重交通 島勝線 (9:29着)
旧小学校前	12:15	→	島勝 12:30	三重交通 島勝線 (12:40発)
旧小学校前	12:46	←	島勝 12:35	三重交通 島勝線 (12:29着)
旧小学校前	14:15	→	島勝 14:30	三重交通 島勝線 (14:40発)
旧小学校前	14:46	←	島勝 14:35	三重交通 島勝線 (14:29着)
旧小学校前	16:15	→	島勝 16:30	三重交通 島勝線 (16:40発)
旧小学校前	16:46	←	島勝 16:35	三重交通 島勝線 (16:29着)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
尾鷲市	尾鷲市	(1) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区	尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本	復 9.6km	365日	547.5回		路線定期	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(2) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区	尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	往10.0km 復10.0km	365日	1277.5回		路線定期	①	バス停(尾鷲総合病院)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③
	尾鷲市	(3) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区	尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本	復 8.2km	365日	182.5回		路線定期	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	③
	尾鷲市	(4) 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	往 6.1km 循環	365日	2190回		路線定期	①	バス停(尾鷲総合病院)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③
	尾鷲市	(5) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地区	須賀利	漁協前	島勝	往 6.0km 復 6.0km	312日	1248.0回		路線定期	①	バス停(島勝)にて 幹線「島勝線」に接続	③
	尾鷲市	(6) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地区	須賀利	漁協前	尾鷲総合病院	往27.0km 片道	156日	78.0回		路線定期	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「尾鷲長島線」等に 接続	③
	尾鷲市	(6-1) 尾鷲市ふれあいバス須賀利地区	須賀利	島勝	尾鷲総合病院	往27.1km 片道	156日	78.0回		路線定期 (一部路線不定期)	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「南紀高速線」等に 接続	③
	三重交通	(7) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山線	尾鷲駅	三木浦	三木里駅前	往30.7km 復30.7km	365日	365回		路線定期	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③
	三重交通	(8) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山線	尾鷲駅	三木浦	小脇	往28.5km 復28.5km	365日	730回		路線定期	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③
	三重交通	(9) 尾鷲市コミュニティバス八鬼山線	尾鷲駅	九鬼駅	コノワ	往25.3km 復25.3km	365日	365回		路線定期	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③
三重交通	(10) 尾鷲市コミュニティバスハラソ線	尾鷲駅	三木里駅前	梶賀	往27.4km 復27.4km	365日	1460回		路線定期	①	バス停(尾鷲市病院前)に て幹線「南紀特急バス」等に 接続	③	